

## 地域における児童虐待の防止について

子どもを虐待から守り、すべての市民が一体となって、地域の力で子どもと家庭を支える環境づくりを推進するため、「子どもを虐待から守る条例」を施行しています。

地域に住む私たちには、子どもの虐待を発見したり、子どもの様子に変だと感じたら、**関係機関への通告の義務**<sup>(※)</sup>があります。

(※)児童福祉法第25条、児童虐待の防止等に関する法律第6条



通告した人の秘密は守られます。通告内容や誰が通告したかといった情報を保護者に知らせることはありません。通告した後で虐待でないことが分かって、通告した人に罰則はありません。

### 虐待とは…

たとえ親の愛情から行われた「しつけ」であっても、結果的に子どもの心身に著しく有害な影響を与えるとすれば、それは「虐待」であるといえます。

みなさんの目から見て「おかしい、やりすぎではないか」と思う場合は、早めに専門機関に相談してみてください。

### 児童虐待の特徴

#### 発見が困難

児童虐待は家庭という「密室」で行われるため、これを見出すには地域の住民や保育所、幼稚園、学校の協力が必要です。

#### 早期発見・早期対応が重要

迷っている間も子どもは危険にさらされています。虐待がエスカレートしていくほど、子どもに与える影響は深刻なものとなるため、少しでも早く発見・対応していくことが重要です。

#### 小さい子どもほど危険度が大きい

自分が虐待を受けていることを他の人に伝える事ができず、虐待によって死にいたる可能性が高いため、いち早く対応する必要があります。

#### ひとりで抱え込まない

児童虐待に対応するためには、高い専門性が要求されます。「虐待かな」「虐待してしまいそうだ」と思ったら専門機関に相談してください。ひとりで抱え込まないことが大切です。

直接虐待をしているところを目撃していない場合でも通告してください。体に殴られたようなあざや切り傷がある子どもがいる、汚れた衣服を着て食事を与えられていないような子どもがいる、子どもが戸外に長時間出されている、子どもの姿は見たことがないが泣いているのがいつも聞こえる、小さな子どもを残して両親がいつも外出し食事や世話を十分にしていない…。このように、著しく様子がおかしい、適切な養育を受けていない子どもがいるようだと感じた方は、**こども福祉課、児童相談所、警察署等**に通報してください。

## 児童虐待の通告(通報)・相談、問合せ先

- 茨城県銚田児童相談所  
※休日・夜間の緊急時(24時間対応)「いばらき虐待ホットライン」
- 児童相談所の全国共通ダイヤル(通話料無料)
- 神栖警察署(生活安全課)
- 神栖市こども福祉課(子ども家庭総合支援拠点)
- 神栖市商工会青年部子ども見守り隊

TEL 0291-33-4119  
TEL 0293-22-0293  
TEL 189 (いちはやく)  
TEL 0299-90-0110  
TEL 0299-95-9576  
TEL 0299-92-5111

(神栖市商工会青年部)